

神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則等の一部改正について(概要)

1. 改正の趣旨

神戸市では、学校園における学年・学期、休業日の規定について、「神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則」、「神戸市立高等学校学則」及び「神戸市立特別支援学校学則」により定められています。

平成26年度より全市立中学校において、また、平成28年度より全市立小学校において、試行実施として夏季休業日中に3日間の授業を設けておりました。続けて、令和元年度には特別支援学校も含め、全小学校、中学校、義務教育学校において2学期始業式前の8月末に3日間の授業を試行実施しました。今後も、児童生徒の学力の充実に向けた取組や豊かな学びのある授業づくりを推進するとともに、心身のリズムを整え、9月からの学校生活を滑らかに迎えることができるようにするため、引き続き、夏季休業日中に3日間の授業を継続してまいります。併せて、学年・学期の規定のうち学期について、第1, 2学期を変更することとします。

また、神戸市立高校の学年末休業日については、入試事務の増加等に伴う授業時数の確保といった観点から、授業日を増やすこととします。

また、神戸市立盲学校の学年末休業日については、他の特別支援学校と同じ日程に設定し、授業日を増やすこととします。

以上の趣旨により、神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校、神戸市立高等学校、神戸市立特別支援学校の『学期』、神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校、神戸市立特別支援学校の『夏季休業日中における授業日』、神戸市立高等学校及び神戸市立盲学校の『学年末休業日』を設定するにあたり、「神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則」、「神戸市立高等学校学則」及び「神戸市立特別支援学校学則」の一部を改正いたします。

2. 改正の概要

- (1) 神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校、神戸市立高等学校、神戸市立特別支援学校の第1学期を「4月1日から8月31日」から「4月1日から7月31日」へ改めるとともに、第2学期を「9月1日から12月31日」から「8月1日から12月31日」へ改める。
- (2) 神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校、神戸市立特別支援学校において、校長が、8月中の教育長が定める期間に3日間の授業日を定めなければならない旨を加える。(但し、教育長が別途定める学校は除く。)
- (3) 神戸市立高等学校の学年末休業日を、「3月21日から3月31日」から「3月24日から3月31日」へ改める。
- (4) 神戸市立盲学校の学年末休業日を、「3月21日から3月31日」から「3月26日から3月31日」へ改める。

3. 施行期日(予定)

令和2年4月1日